

役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会（以下「協会」という。）定款第32条の規定に基づき、協会の役員の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 常勤役員には、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は、別表に定める俸給表に基づき、評議員会が決定する。

(通勤手当)

第3条 通勤のため交通機関を利用する常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の額は、交通手段が二等級に区分される路線にあっては、上位の等級に係る金額とすることができます。

(報酬等の支給)

第4条 常勤役員の報酬及び通勤手当の支給日は、毎月20日（その日が休日に当たるときは、その前日で休日でない日）とする。

第5条 新たに常勤役員となった者の就任した月の報酬は、日割計算による。

2 常勤役員が退職し、又は死亡したときは、その日までの報酬を支給する。

(変更)

第6条 この規程は、軽易な事項を除き理事会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成4年6月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年8月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

別表 常勤役員俸給表（月額）

(単位：万円)

1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号
66	75	83	91	100	108	116	125